

報 告

特別支援学校での副籍利用の実態調査

杉浦 信子¹⁾, 小沢 浩²⁾, 木実谷哲史³⁾

〔論文要旨〕

副籍制度とは、特別支援学校在籍児が居住地の学校に副籍を持ち、交流を通じて地域との関係を継続することを目的とした制度である。特別支援学校在籍児の保護者を対象にアンケートを行い、その利用の実態について調査を行った。副籍利用率は全体の約半分で、月1回の通信物での間接交流が最も多かった。副籍に満足とした人は34.5%、不満が10.3%であった。満足度の高い例では十分な直接交流を持てた例が多く、低い例では交流の難しさを訴える例が多かった。親の送迎が困難、受け入れ校の体制と意識の格差を問題とする意見があった。今後は、互いの理解を深め問題点を改善して、利用を推進していく必要がある。

Key words : 特別支援学校, 副籍制度, アンケート

I. はじめに

副籍制度とは、盲、ろう、特別支援学校に在籍する子どもが、自分が住んでいる地域の小中学校（地域指定校）に、副次的な籍（副籍）を持ち、学校・学級だよりの交換や、学校・地域行事等における交流、小中学校の日常の学習活動への参加を通じて、地域とのつながりの維持や継続を図ることを目的とした制度である¹⁾。東京都では、平成16年9月に居住地校交流が開始され、同年11月に「東京都特別支援教育推進計画」において副籍制度が示された。その後平成19年3月に副籍ガイドラインが作成、配布され、副籍制度が開始となった。しかし、この制度は、特別支援教育に関わる医師の間でもあまり知られていない。そこで、われわれは副籍制度利用の実態を調査するためにアンケートを行ったので報告する。

II. 対象と方法

2012年9月1日から3か月間、島田療育センターはちおうじの小児科外来、療育外来、児童精神科外来を受診した、特別支援学校に在籍している小児の保護者69名、島田療育センターの療育外来を受診した、特別支援学校に在籍している小児の保護者14名、計83名を対象とした。アンケートの主旨、および得られた情報の保護を文書で説明し、同意を得たうえで、同一のアンケート（表1）を行った。調査内容は副籍制度の利用状況と意見、感想についてとし、設問は多項目選択、アンケートの最後に自由感想記述欄を設けた。アンケートは外来受診時に主治医より保護者へ直接配布し、記入後に会計に設置した回収箱で回収した。回収数は55（回収率66.3%）であった。なお、本調査は島田療育センターはちおうじ、および島田療育センター

A Research on Actual Situation of Utilization of Deputy Register in Schools for Special Needs Education [2643]

Nobuko SUGIURA, Hiroshi OZAWA, Satoshi KIMIYA

受付 14. 6.10

1) 島田療育センターはちおうじ（医師／児童精神科）

採用 15. 7.16

2) 島田療育センターはちおうじ（医師／神経小児科）

3) 島田療育センター（医師／小児科）

別刷請求先：杉浦信子 島田療育センターはちおうじ児童精神科 〒193-0931 東京都八王子市台町4-33-13

Tel : 042-634-8511 Fax : 042-634-8512

表1 アンケート内容

1 子どもの年齢

2 子どもの性別

3 子どもの在籍校名

4 子どもの学年

5 子どもの疾患名

6 副籍について

1) 副籍を知っているか

2) 入学時に副籍の説明を聞いたか

3) 副籍利用の有無 未利用は7)以降へ

4) 交流校名

5) 副籍の交流種類

直接交流	定期交流・臨時交流	6) 以降へ
間接交流		
その他		

6) a) 通学頻度

毎日・週1回・月1回・2か月に1回・行事の時のみ・

b) 副籍に満足か否か

c) b)の回答の理由

d) 副籍利用時の協力者

特別支援校	校長	担任	コーディネーター	副校長
交流校	校長	担任	コーディネーター	副校長

交流校のクラスメート・主治医・その他

e) 副籍利用時の非協力者

特別支援校	校長	担任	コーディネーター	副校長
交流校	校長	担任	コーディネーター	副校長

交流校のクラスメート・主治医・その他

f) 保護者付き添いの有無

g) 車椅子利用の有無

h) 階段昇降の有無

i) 階段昇降の協力者

j) 階段昇降を行わなかった理由

7) 副籍未利用の理由

行いたいができない・行うつもりはない・副籍を知らない

8) 今後副籍を利用するか

これから利用予定・利用する予定はない・未定

の倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号 島はち 24-003）。

Ⅲ. 結 果

質問1～5は、回答者の子どもに関する質問である。今回のアンケートの対象となった、特別支援学校在籍児童は、平均年齢10.9歳で、男児35名、女児20名であった。在籍校は、特別支援学校（知的障害）が4校で13名、特別支援学校（肢体不自由）が1校で18名、その他3名、記載なし21名で、小学部は29名、中学部は17名、高等部は6名、記載なし3名であった。以下に結果の概略を示す。

1. 質問6 1)～5)：副籍制度について

55名中53名（96.4%）と、ほとんどの人が副籍制度

表2 質問6 5)：交流の種類
(複数回答あり)

定期的な通学（直接交流）	14名	48.3%
催し物に参加（直接交流）	11名	37.9%
通信物の交換（間接交流）	23名	79.3%
その他	1名	3.7%

表3 質問6 6) a)：交流校通学の頻度

毎日	0名	0%
週1回	0名	0%
月1回	9名	64.3%
2か月に1回	2名	14.3%
行事の時のみ	1名	7.1%
その他	7名	50.0%

を知っており、39名（70.9%）が、入学時に説明を受けたことを覚えていた。実際に現在副籍を利用しているのは、約半数の29名（52.7%）であり、通信物の交換という間接交流が最も多く23名（79.3%）、定期的な通学14名（48.3%）、催し物に参加11名（37.9%）の順であった（表2）。

2. 質問6 6)：交流の内容について

定期的な通学児童14名のうち、月に1回の通学頻度が9名（64.3%）で最も多く、その他7名の中では1学期に1回との回答が5名と多かった（表3）。副籍を利用している29名のうち、副籍利用を満足とする人が10名（34.5%）であり、その理由で多かったものは、「直接交流によって暖かく迎えてもらえたから」ということであった。一方、副籍利用を不満とする人は3名（10.3%）で、その理由は、直接交流の頻度の少なさ、間接交流の物足りなさを指摘するものが多かった。

また、副籍利用に協力的だった関係者は、特別支援学校のコーディネーター（22名、75.9%）、特別支援学校の担任（21名、72.4%）、交流校の担任（16名、55.2%）を挙げる回答が多かった（表4）。

直接交流をしている20名のすべての保護者が付き添いを行っていた。車椅子利用は10名（50.0%）であり、そのうちの80.0%が階段を利用していた。階段昇降の介助は交流校の教師（77.8%）と保護者（77.8%）が行っていた。階段を利用しなかった理由として、教室が1階であったという回答と、エレベーターを利用できたという回答が、それぞれ1名ずつあった（表5）。

3. 質問6 7)、8)：副籍制度を利用していない人への質問

現在副籍を利用していない26名のうち、「利用し

表 4 質問 6 6) d)：副籍利用に協力的だった関係者
(複数回答あり)

特別支援学校		
校長	1名	3.4%
担任	21名	72.4%
コーディネーター	22名	75.9%
副校長	0名	0%
その他	0名	0%
交流校		
校長	5名	17.2%
担任	16名	55.2%
コーディネーター	10名	34.5%
副校長	7名	24.1%
その他	1名	3.1%
交流校のクラスメート	0名	0%
主治医	0名	0%
その他	0名	0%

表 5 質問 6 6) h), i), j)：階段昇降の状況

h)：階段昇降の有無		
昇った	8名	80.0%
昇らなかった	2名	20.0%
i)：昇降を手伝ってくれた人 (複数回答あり)		
交流校の教師	7名	77.8%
保護者	7名	77.8%
クラスメート	1名	11.1%
保護者の友人	0名	0%
その他	2名	22.2%
j)：階段昇降を行わなかった理由		
教室が1階だった	1名	50.0%
昇降機を利用した	0名	0%
エレベーターを利用した	1名	50.0%

たいが、できない状況である」という回答が4名(15.4%)、「利用するつもりはない」という回答が20名(76.9%)であった。残る2名は制度を知らなかった。利用しない理由として、「保護者が仕事の都合で付き添いができないため」(5名)、「本人が交流に興味を示さないため」(4名)という回答が多かった。7名(26.9%)は「いずれ利用を開始したい」と考えているが、16名(61.5%)は「今後も利用するつもりはない」と答えている。

今後も利用しない理由として感想欄への記載があったものでは、「送迎、付き添いができない」が7名で最も多く、次が「本人が交流を希望していない」の4名であった。

IV. 考 察

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」

において、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」が示された。これに基づき、平成16年6月に「障害者基本法」が改正され、この中で、教育に関しては、「障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」と示された¹⁾。先に述べた通り、東京都では、平成16年9月に居住地校交流が開始されたが、これは、行事や学習活動への参加など直接的な交流が中心であったため、実際には一部の児童・生徒に限定された交流しか行うことができなかった。そこで、同年11月に、間接交流も含む副籍制度を設定し、居住地校交流は副籍制度による交流に統合されることとなった。対象は、特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒全員であるが、実際に副籍制度が実施されたのは平成19年からであり、利用は希望者を対象として徐々に広がっていったため、特別支援教育に関わる医療関係者の間では未だに周知されているとは言い難い状況である。

今回のアンケートでは、特別支援学校に在籍している児童の保護者を対象としたが、ほぼ全員が副籍制度を知っていた。利用率は52.7%とほぼ半数であり、月に1回の学校・学級通信での間接交流が最も多かった(79.3%)。

副籍制度を利用している人で、満足と評価しているのは10名であるが、特徴的なのは、10名中6名が定期的な通学を行っていることである。副籍利用者全体での通学利用率は48.3%であり、直接交流を行っているケースでは副籍に対する評価が高いのではないかと考えられる。満足の理由として自由記載で挙げられているのは、「特別支援学校、交流校の教師の理解や対応がよい」としているのが6名、「子どものことを知ってもらえた」、「地域の学校の様子がわかった」としているのがそれぞれ1名ずつであった。

一方、副籍を利用していて、不満であると答えた3名のうち、通学を行っているのは1名のみで、1学期に1回という頻度であることから、間接交流が主であったと考えられる。不満の理由として、交流の少なさを挙げたものが2名、通学の保護者付き添いの負担の大きさを指摘したものが1名であった。

児童の障害の種類、特に自閉症スペクトラム(ASD)の児童にとっては、直接交流を行うことが困難であるケースも多いのではないかと推察したが、実際には

ASD 児童の38.5%が直接交流（定期的な通学）を利用しており、全体（48.3%）と比較すると利用率は下がるが、脳性麻痺の27.3%、てんかんの15.4%よりも高い。これは、脳性麻痺の全例、また、てんかん例の3割が肢体不自由の特別支援学校在籍であることから、直接交流としての通学利用の障害は、児童のコミュニケーション能力だけではなく、通学に伴う移動の問題も大きいのではないかと考えられる。

学校内での階段移動は8割が行っており、大部分が交流校の教師と保護者が車椅子を抱えて昇降している。エレベーター利用は1名のみであったことから、交流校である一般の小中学校ではまだバリアフリーが普及していないと考えられる。また、「通学に保護者が付き添わなければならないことを負担と感じている」との記載が、実際に副籍を利用しているケースで1例、「利用したいと思っているのに送迎の負担が大きくてできない」としているケースが7例あった。7例のうち2例は、バリアフリーが整っていないことも理由に挙げていた。これらのことから、今後副籍制度をより多くの児童に広めていくには、学校のバリアフリーをよりいっそう進めていくことが必須であると考えられる。

ASD の児童は、直接交流率は高いが、問題点を指摘する声も多く、「出席してもお客様のようになってしまっており、意味がない」、「低学年のうちは交流できていても、高学年になって、まわりの児童との差が開いてくると、交流できなくなる」の二点が多く挙げられていた。アンケートで、「今後も利用するつもりがない」と答えたケースには、「本人が交流を望んでいない」という理由を挙げている例が複数みられる。保護者や児童が交流を望まないこのようなケースに対しては、十分な配慮が必要であり、決して副籍制度利用を強制してはならないと考える。

以上のことから、医療側から副籍制度を考えると、脳性麻痺など身体的障害が大きく、情緒的障害が少ないケースでは副籍利用の物理的困難さが問題となることが多い。

送迎負担の問題の点では、現在は100%保護者が付き添っているが、東京都の副籍ガイドラインの「Ⅲ 交流の内容」の（3）学校行事等での交流（直接的な交流）の項目には、「付き添いは原則として保護者とするが、ボランティア等の活用も検討していく」¹⁾との記載がある。個人情報や安全上の問題など、配慮し

なくてはならない事項はあるが、希望する人が利用できるような体制作りが望ましいと思われる。現状では、付き添うことができない保護者は副籍制度を利用することはできない。

今回のアンケートでは保護者の関心も高く、最後の自由記載の感想欄には53%の保護者が記載をしていた。特に多くみられた感想では、満足している部分としては、「子どものことを知ってもらえる良い機会になった」、「とても良い交流ができた」、「熱心に受け入れてくれた」、「知り合いができて、地域の子どもに声をかけてもらえるようになった」などがあった。一方、満足できない部分として、「学年があがると健常児との差が広がって参加できなくなってくる」、「受け入れ校の意識や受け入れ体制に差がある」、「付き添えないから利用できない」、「障害が重度なのでかえって保護者の負担が大きい」、「副籍校を親が選べるようにしてほしい」などがあった。特に交流校の受け入れ体制と意識の差を指摘する記載は多く、今後、副籍制度をより充実したものにするためには、各学校間の格差を少なくし、どの学校でも受け入れ児童の障害を十分に理解し、受け入れ体制を作り上げていくことが重要であると考えられる。

平成23年に行われた、福岡市の小中学校・特別支援学校、計222校の教師を対象とした「交流及び共同学習に関する調査研究」では、教師側の意見を知ることができて興味深い。居住地交流の成果として、小中学校側は「特別支援学校の生徒について理解が深まった」、「保護者や本人のニーズに応えることができた」と挙げており、特別支援学校側は、「特別支援学校の児童について理解してもらえた」と、相互理解のメリットを挙げている。一方、居住地交流の課題として、小中学校側、特別支援学校側ともに、「実施前後の打ち合わせの時間確保」といった時間に関することや、「交流先の職員や児童生徒の意識・理解について」という障害理解に関すること、また、付き添いに関することも課題として多く挙げられている²⁾。

障害児との交流という点では、宮城県では、宮城県障害児教育将来構想のモデル事業のもとに、23名の障害のある子どもたちが普通学級で学んできた。その中には、経管栄養や気管カニューレからの吸引などの医療的ケアが必要な子どももいる。有意義な交流ができた一例として、「小児看護」に報告されているケースを紹介する。

中学2年の桃子さんは地域の中学校の普通学級に通っている。言葉もなく、胃瘻からの注入をしていて、車椅子利用である。それでも一緒に学ぶクラスの子どもたちは、彼女との関係を「一緒にいると楽しい。大事な友だちの1人」、「もーもーちゃんと声をかけると、ニコニコ笑って僕の手にタッチした。おはようと言って車椅子を押してあげたよ」と表現している。彼らは桃子さんのことを自分のことのように心配しており、困っていたら助けようという素直な気持ちを持っている。それは彼女にハンディキャップがあるからではなく、大事な友だちの1人と考えているからである³⁾。このような医療ケアが必要な子どもの場合は医療側からの協力は必須であり、疾患や障害に対する教師の不安や疑問に対応できるような役割を果たす必要があると考える。

同じ時間を同じ場所で過ごすことでお互いをより深く理解し合うことができる。それは、健常児も障害児も全く同じことである。障害児をとりまく偏見の多くは、悪意のある誤解ではなく、「知らない」ことが原因なのではないだろうか。

一般的に、偏見への対応に関しては、障害者への接触体験の有無や量が関係するとされている⁴⁾。山内らの研究では、健常児の視覚障害児に対するポジティブな態度変容では、高頻度に接触した児童の方が低頻度の児童よりも態度変容の傾向が顕著であった。また、障害者に対する接触後のポジティブな態度が、協同接触（障害者との協同体験）では障害者一般に対する態度に般化するのに対し、情報提示接触（障害情報のみの提示）では般化しなかった⁴⁾。これは、健常者の障害者に対する態度がネガティブで回避的なのは、障害者との相互作用が少なく客観的知識を欠くためであると考えられる。対等で自然な接触が接触体験として偏見を肯定的な意識へと変容するのに有効であると考えられ、副籍での直接交流によってその肯定的意識が障害者一般へと般化することで、障害者、健常者相互にメリットが得られるのではなかろうか。

東京都は全国でも最も早い段階で副籍による交流を開始した。今回明らかになった問題点を考慮し、改善を重ねていながら、この制度が全国へ広がる良いモデルケースとなっていってほしいと願っている。

した保護者の皆様、島田療育センター、島田療育センターはちおうじの諸先生方に深謝いたします。

本研究の要旨は第55回日本小児神経学会（2013年5月、大分）で発表した。

利益相反に関する開示事項はありません。

文 献

- 1) 東京都教育委員会. 東京の特別支援教育 第3章 副籍. www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/hukuseki/2bu-3.pdf 2013.9.16引用
- 2) 文部科学省. 資料6：副籍、支援籍、副学籍について. www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/cyukyo3/044/attach/1298212.htm 2014.1.21引用
- 3) 田中総一郎. 重症心身障害児の発達支援. 小児看護 2011; 34 (5): 553-560.
- 4) 山内隆久. 偏見解消の心理 対人接触による障害者の理解. 第1版. 京都：ナカニシヤ出版, 1996: 88-100.

〔Summary〕

The deputy register system is a system for students who belong to the schools for special needs education. They have deputy register on their residence area schools, and keep relationship among their local area. To research on actual situation of utilization of deputy register system, we surveyed parents of students belonging to the school for special needs education. Almost half of all students use the deputy system. And most common way to use is exchanging letters once a month. 34.5% of parents are satisfied with the system, and 10.3% unsatisfied. The students who can commune fully with residence area-students satisfied enough with the system. There are some problems on the system. Some parents can't attend on their children on the way to the schools in their residence area. And there is a gap of awareness and structure of receiving students between the residence area schools. For advance use of deputy register system, the problems must be solved, and better understanding is need between all students.

〔Key words〕

schools for special needs education,
deputy register system, questionnaire survey

謝 辞

稿を終えるにあたり、アンケートにご協力いただきま